



米国の企業形態に関する考慮点の概要

北川 リサ 美智子 弁護士

CALIFORNIA, TEXAS, GEORGIA AND NEW YORK 弁護士

米国連邦最高裁判所認定弁護士・東京大学研修・京都大学法学修士

概要

米国でビジネスを成功させる可能性を高めるために、日本企業は最も良いと思われる企業形態を考慮し、選択する必要があります。米国は50州から成り立ち、企業形態に関する法律も州によって異なります。企業形態を選ぶ際は、オーナーシップ、管理、責任制限、課税などを含むさまざまな要因を考慮しなければなりません。

米国でビジネスを成功させる可能性を高めるために、日本企業は最も良いと思われる企業形態を考慮し、選択する必要があります。本稿は、基本的な米国でのさまざまな企業形態について、メリット・デメリットを含め他の関連した問題と共に検討事項を日系企業に提供するものです。米国は50州から成り立ち、企業形態に関する法律も州によって異なります。企業形態を選ぶ際は、オーナーシップ、管理、責任制限、課税などを含むさまざまな要因を考慮しなければなりません。

米国には幾つかの基本的な企業形態があります。主な形態は、1. 株式会社、2. パートナーシップ、3. 有限責任会社、4. 個人事業、5. 支店です。

1. 株式会社

株式会社は通常、米国で事業を営む際に最も望ましい企業形態といえます。株式会社はオーナーを責務から守り、オーナーとは別個に事業を営み、かつ永久的な存在であり、所有権の譲渡が可能です。株式会社のオーナーは、会社の株式の所有者(株主)です。株主が取締役会を選出し、取締役会が役員を任命します。また、社長・最高経営責任者(CEO)、最高財務責任者(CFO)、秘書と3人の主幹役員が必要です。

株主は原則的として、会社の負債または責務に対して個人的責任を負いません。株式会社は契約を締結したり、その名前でビジネスを行ったり、資産を所有したりすることができます。通常は、特定の産業(銀行業務、保険、テレコミュニケーション、防衛など。以下同)を除いて国外に株主を持つ会社に対する規制はありません。株式会社という企業形態は最も普及しており、事業を営む際に推奨されるタイプです。また、多くの企業によって利用されています。

株式会社の利点

- 1) 株式会社は広く普及し、一般的に理解されている企業形態である
- 2) 負債または責務に対しては、株主は個人的責任を負わない
- 3) 永久的な存在である
- 4) 所有権の譲渡が可能である
- 5) 幾つかの異なる株式を所有することができる
- 6) 所有権と管理を分離することができる

株式会社の不利な点

- 1) 管理と記録保持のための総務経費が掛かる
- 2) 法人税、および株主への配当金に掛かる税金とで二重課税となる
- 3) 株主総会議事録、取締役会議事録、会社発起の州および事業を営んでいる州での年次ファイリングなどの形式的記録が必要である

2. パートナーシップ

パートナーシップ(共同事業)は2人以上のパートナー間の協定によって構築されます。パートナーシップは世間一般の提携と全く別のものではありません。パートナーシップは契約を締結でき、資産の所有、訴訟への関与も可能です。パートナーは個人、または異なるタイプのビジネス実体である場合があります。通常、特定の産業を除いて、外国のパートナーがパートナーシップを所有することに対する規制はありません。なお、以前は会計士、医師、建築家といった専門家によってこの形態がよく利用されていました。

パートナーシップには、次の3種類があります。1)無限責任パートナーシップ、2)合資パートナーシップ、3)有限責任パートナーシップです。

無限責任パートナーシップの全てのメンバーには、事業管理に参加し、パートナーシップの負債に関して共同で責務を負う幾つかの義務があります。

合資パートナーシップに関しては、無限責任のパートナーがビジネスを管理しますが、有限責任のパートナーは投資だけを行います。無限責任パートナーは、パートナーシップの負債と業務に関して個人的責任を負います。

有限責任パートナーは、投資した分までの責任を負います。有限責任パートナーシップは、無限責任パートナーが特定の状況下で、パートナーシップの負債に関して責任をある程度制限して負担することを許すものです。

パートナーシップの利点

- 1) 形成することが容易で柔軟性がある
- 2) 最低2パートナー、上限はなし
- 3) 事業利益はパートナー個人レベルで課税し、二重課税とはならない
- 4) 利益はパートナーシップ合意書に従い、オーナーに配布することができる

パートナーシップの不利な点

- 1) 全ての負債と業務に対して無限責任である(有限責任パートナーシップの場合を除く)
- 2) 他のパートナーと共同経営、共同判断となる

3. 有限会社(Limited Liability Company: LLC)

LLCは株式会社とパートナーシップの特徴を併せ持ったハイブリッドな企業形態です。LLCは株式会社と同様、オーナーの責任負担には制限があります。LLCはパートナーシップに似ており、組織と管理の面で柔軟性があります。LLCは独立したビジネス実体として契約締結、資産所有、訴訟を行うことができます。特定の産業を除いて、外国のオーナーに対する規制はありません。一般的に生物工学やテクノロジーへの投資のために利用されています。

LLCの利点

- 1) LLCの負債と業務への責任はオーナー個人には及ばない
- 2) メンバー(オーナー)数に上限はなし
- 3) シングルメンバー(ワンマンオーナー)も可能
- 4) 所得税課税は1層(収入はオーナーにそのまま譲渡)
- 5) オーナーシップに制限はなし

LLCの不利な点

- 1) 所有権譲渡に関する規制は習慣的。LLCのオーナーシップの売買は難しい
- 2) ビジネス実体としては新しい形態であるため、適用可能な会社法が十分に整備されていない
- 3) 管理構造があまり理解されていない
- 4) 誰が権限を持つかを判断することが難しい
- 5) LLCメンバー(オーナー)は配当された利益だけではなく、LLCの利益全部に対して納税義務(社会保障税、メディケア)がある

4. 個人事業(Sole Proprietorships)

ビジネス企業体の最も単純な形態であり、一個人がビジネスを所有・運営します。設立には法的な措置や書類は必要ありません。また、ビジネス業務に関するオーナーへの責任に対する法的保護はありません。一般的にはあまり推奨されないビジネス形態といえます。小規模のレストランなどに用いられるのが典型的です。

5. 支店

外国法人は、各州で資格申請をすることによって支店を設立することができます。支店は、子会社と同様の条件で、子会社と同じタイプのビジネス活動が許されます。外国法人は、その支店の業務に対する全てのクレームと無制限の直接責任を負うこととなります。一般的にはあまり推奨されない形態といえ、子会社の形態の方が望ましいといえます。

結論

外国法人は、米国でビジネスをする際にどのタイプのビジネス形態を選択するかを慎重に考慮しなくては いけません。ビジネス形態の選択に当たって、責任制限は大切な考慮点となります。米国でのビジネス形 態を選択される際には、ビジネス経験が豊かな弁護士や会計士に相談することをお勧めします。

KITAGAWA & EBERT, P.C.



北川&イベート法律事務所
Business Lawyers
www.JAPANUSLAW.com Tel (949) 788-9980

北川&イベート法律事務所は、全米に渡る主に日系企業専門の米国ビジネス法律事務所である。王手法律事務所に対する仲裁・裁判を含む勝訴の実績を持ち、同事務所の勝訴が Wall Street Journal、Chicago Tribune、Reuters 及び Los Angeles Times 各誌でも紹介された。訴訟・仲裁・裁判・契約法・会社法・合併・吸収・無税再編成・不動産法等において多種多様な業界にて経験豊富である。弁護士人は California、Texas、Georgia、New York、Nevada、Alabama 州において資格を所有しており、日英両語堪能なチーム。

北川 リサ 美智子 弁護士

Lisa M. Kitagawa, Esq.
California, Texas, Georgia, New York
KITAGAWA & EBERT, P.C.
(MAIN) 300 Spectrum Center Drive, Suite 960
Irvine, CA 92618
(TEXAS) (By Appt.) 5851 Legacy Circle, 6th Floor
Plano, TX 75024
Tel (949) 788-9980
Fax (949)788-0918
info@japanuslaw.com

カリフォルニア州・テキサス州・ジョージア州
ニューヨーク州弁護士
東京大学研修・京都大学法学修士
経験専門技術、道徳性においては
全米AV Preeminent Martindale Hubbell Rated
米国弁護士協会会員
米国連邦最高裁判所認定弁護士